有明海等の再生対策における海域環境の調査等に関する質問主意書

出者 原口一

提

博

有明海等の再生対策における海域環境の調査等に関する質問主意書

等の + 海及び八代海等を再生するため 国民的資産である有明海等を豊かな海 る方策を進めていく」 国は、 海 日に示された農林水産大臣 域 平成九年四月の諫早湾干拓潮受堤防の締切り後、 \mathcal{O} 環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査等を行っている。 旨 \mathcal{O} 判断 \mathcal{O} の特別措置に関する法律」 の提示後、 判断、 (「宝の海」) として再生させることを目的として制定された すなわち、 同法等に基づき、 中 平成十二年度の有明海のノリ不作を契機として、 長期開門 (平成十四年法律第百二十号) に基づき、 有明海等の再生対策に係る事業を実施 調 査を実施するのではなく、 また、 平成十六年五月 これ 有明 してい に代わ 「 有 明 海

う。 興技術 を推進するなどしており、 るため、 具体的 には、 開 有明海 には、 発事業等を実施している。 これまで約二十年間にわたり多額の国費が投じられており、 有明海等の再生に向けて、 沿岸四県が協調 有明 海特産魚介類 Ĺ そして、 海域環境 海域環境の保全・改善と水産資源の この有明海等の の調 生息環境調 査 魚 查委託 介藻類の 再生対策の 事 業、 増養殖対策を行うとともに、 国営干拓環境 事 業 令和五年度予算において (以 下 回 復等による漁業 対策調査 「有明海再生事 有明 漁場改善対策 の振興を図 は、 業 海 漁 有明 とい 業振

る。

海特産魚介類生息環境調査委託事業に六億円、 国営干拓環境対策調査に三億二千八百万円、 有明海漁業振興

技術開発事業に四億円等、計十七億六千五百万円が計上されている。

ţ 受けて、 また、 多様な方々の参画の下で進めてまいります。 令和 農林水産大臣は、 五年三月二日に、 諫早湾干拓事業に係る請求異議訴訟の最高裁判所の決定(令和五年三月一日) 「これからは、 有明海の再生に必要な水産資源の回復に向けた調査について _ などとした談話 (以 下 「農林水産大臣談話」 を

を発表してい

理大臣 に関 裁判所の決定に関する抗議声 同月十日に、 「佐賀県議会意見書」という。)を可決し、 方で、 特措法による救済と諫早湾の 農林水産大臣等宛ての 有明訴訟原告団 地 方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 、明を発表するとともに、 弁護団と行動を共にする有明海漁民・市民ネットワークは、 「有明海再生に係る諸問題につい 開 肖 調査を求める申 有明海再生に係る諸問題について真摯に対応し、 農林水産大臣宛てに「二〇二二年度の有明 第九十九条の規定に基づく意見書として、 し入れ」を提出している。 て解決を図るよう求める意見書」 また、 同 佐賀県常 月七日に、 解決していく 海 、議会は、 ノリ不作 内閣 (以 下 最高 総

よう求めている。

これらを踏まえ、有明海再生対策における海域環境の調査等について、以下、 質問する。

農林水産大臣談話において、 有明海の水産資源について、水産資源の回復の兆しが見られる旨の発言が

行われている。

が、 以降、 漁民 目 \mathcal{O} ち被害や生産枚数の減少などにより漁業者の経営状況は逼迫している。 しかし、 の休漁となり、 途をたどっている。 今季再び大規模な生育不良に見舞われている」などとされており、 市民ネットワークの抗議声明等においても、 水質の悪化や潮流の変化によって赤潮や貧酸素水塊が頻発するようになり、 佐賀県議会意見書によれば、 他の二枚貝も採れない状況が続いており、 ノリ養殖は二○○○年度に大不作が発生し、 「近年、 有明海佐賀県海域では赤潮の発生が相次ぎ、 「諫早湾が干拓事業によって閉め切られた一九 有明海再生に至っていない」とされ、 その後も不安定な生産が また、 農林水産大臣談話と異なる認識を タイラギについても十一年 魚介類の水揚げ .続 海苔の色落 1 有明 九七 てい は減 た 年 海 小

を行った趣旨・理由を明らかにされたい。 農林水産大臣談話において、 前述のような有明海の水産資源の回復の兆しが見られる旨 また、 発言に至った根拠 (水産資源の種類ごとに漁獲高 \mathcal{O} 発言 の推

表明している。

移、 事実の確認など)を具体的に明らかにされたい。

らかにされたい。 進めていくとしているが、当該調査 農林水産大臣談話において、これからは有明海の再生に必要な水産資源の回復に向けた調査についても 委託事業」 及び また、 「国営干拓環境対策調査」 現在、 有明海再生事業の一環として実施している「有明海特産魚介類生息環境調 の必要性、 との違いについても明らかにされたい。 具体的な調査内容、 調査対象区域、 費用 (予算額) 等を明

査

 \equiv 堤防 揚げは減少の一途をたどっており、 究明が必要だ」などとされている。 り \mathcal{O} 排 漁業者 佐賀県議会意見書によると、 の締切 水門 [を開放して海水を導入し、 の経営状況は逼迫しており、 ?り後、 水質の悪化や潮流 近年、 潮流を回復させることが必要である。 また、 の変化によって赤潮や貧酸素水塊が頻発するようになり、 「有明海異変の根本的な原因解明や環境改善のためには、 赤潮の発生が相次ぎ、 「有明海 有明海漁民 の再生のために、 • 市民ネットワー 海苔の色落ち被害や生産枚数の減少などによ 開門調査を含む有明 -クの抗 この開門 議声明等にお 調 海 査 によ の環境変化の って赤潮 1 、ても、 諫早湾 魚介類の 原因 潮受 干拓 貧 水

国は、 約二十年間にわたり、 多額の国費を投じ、 毎年、 有明海再生事業を実施し、 有明海等の再生対策

今後のさらなる対策を検討すべきである」などとされてい

酸素水塊

 \mathcal{O}

抑

制

効果を検証

Ļ

を行っているにもかかわらず、このような甚大な被害を防止するなどの効果が発現しておらず、 根本的な

原因究明及び環境改善等の成果につながっていないことは明白である。

このような有明海再生事業を継続しても、 毎年度、 無駄な国費を支出し続けるだけであり、 有明海等を

豊かな海 (「宝の海」) として取り戻すには、今まで、 政府が逃げてきた開門調査に対し真摯に取り組む

きであるが、 開門調査の検討及び実施の必要性について、政府の見解を示されたい。

また、 仮に、 開門調査の検討及び実施は不要又は困難とする場合は、 その理由を具体的に明らかにされ

たい。さらに、 その場合、 現行の有明海再生事業に代わる取組 ·対策、 すなわち、 有明海等を再生するた

めの実効性ある新たな取組 ・対策が必要であると考えるが、 政府の見解を示されたい。

兀 佐賀県議会意見書において、 有明海が以前のような 「宝の海」 に戻ることができるよう、 国は、 関係す

る者の意見やその思いをくみ取り、 早期に問題 の解決を図るよう強く要望している。これに対する政府の

今後の具体的な対応策等を明らかにされたい。

右質問する。